

昭和二十八年政令第百九十八号

内閣は、武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第二条第一項第四号から第六号まで、第二十四条、第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

（武器）

第一条 法第二条第一項第四号の政令で定める機械器具は、左の通りとする。

- 一 ロケット弾発射機
- 二 爆雷投射機
- 三 魚雷発射管
- 四 爆弾投下器

第二条 法第二条第一項第五号の政令で定める機械器具は、左の通りとする。

- 一 銃剣
 - 二 火薬発射機
 - 三 銃砲をとう載する構造を有する装甲車両であつて、無限軌道装置により走行するもの
- 第三条 法第二条第一項第六号の政令で定める部品は、次のとおりとする。
- 一 銃砲の部品であつて、次に掲げるもの

- 一 銃身
- 二 銃架
- 三 銃砲をとく載する構造を有する装甲車両であつて、無限軌道装置により走行するもの

二 銃砲の部品であつて、次に掲げるもの

- 一 銃弾の弾丸
- 二 火薬類が入つていらない信管

三 爆発物の部品であつて、次に掲げるもの

- 一 火薬類が入つていらない信管
- 二 ロケット弾の弾体
- 三 手りゆう弾の弾体

四 薬きょう

- 一 地雷の外殻
- 二 爆雷の外殻
- 三 機雷の本体の外殻
- 四 魚雷の気室

五 爆弾の弾体
(報告の徴収)

第四条 法第二十四条の規定により経済産業大臣が武器製造事業者に対し報告をさせることができる事項は、その製造をした武器の種類、数及び価額、武器の在庫数並びに引き渡した武器の種類及び数並びに引渡先に関する事項、武器の製造のための設備に関する事項、武器の保管の状況に関する事項その他武器の製造の業務に関する事項とする。

2 法第二十四条の規定により都道府県知事が次に表の上欄に掲げる者に対し報告をさせることができる事項は、同表の下欄に掲げる事項とする。

3 猟銃等製造事業者 その製造をした獵銃等の種類及び数並びに獵銃等の在庫数に関する事項、獵銃等の保管の状況に関する事項その他獵銃等の販売の業務に関する事項

(手数料)

第五条 法第二十七条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付すべき手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律五百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。
納付しなければならない者

金額

電子申請による場合における金額

	一 法第三条の許可を受けようとする者	三十二万八千六百円	三十二万二千七百円
	二 法第八条第一項の許可を受けようとする者	十五万九千七百円	十四万六千五百円
	三 法第十条第一項の許可を受けようとする者	六万四千四百円	六万八百円
	四 法第十二条第一項の許可を受けようとする者 (経済産業大臣と国家公安委員会との関係等)	二十二万五千二百円	二十一万九千二百円
第六条 法第二十八条第一項の規定により経済産業大臣又は都道府県知事が許可、届出の受理又は許可の取消に關し、国家公安委員会又は都道府県公安委員会に通報する場合の区分は、左の表の通報事項によりとする。			
通報しなければならぬ通報事項		通報の相手方	
い者	経済産業大臣	法第三条及び第八条第一項の許可 法第四条但書の許可 法第十二条第一項の許可 法第七条第二項又は第十三条の届出の受理 法第六条又は第十五条の許可の取消 法第十七条第一項又は第十九条第一項の許可 法第十八条但書の許可 法第二十条において準用する法第八条第一項の許可 法第二十条において準用する法第十二条第一項の許可 法第二十条において準用する法第七条第二項又は第十三条の届出の受理 法第二十条において準用する法第六条又は第十五条の許可の取消	国家公安委員会及び当該許可に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会 国家公安委員会及び当該許可に係る製造を行う場所を管轄する都道府県公安委員会 国家公安委員会並びに当該許可に係る工場又は事業場の移転前及び移転後の所在地を管轄する都道府県公安委員会 国家公安委員会及び当該受理に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会 国家公安委員会及び当該取消に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会 当該許可に係る工場若しくは事業場又は店舗の所在地を管轄する都道府県公安委員会 当該許可に係る製造を行う場所を管轄する都道府県公安委員会 当該許可に係る工場若しくは事業場又は店舗の所在地を管轄する都道府県公安委員会 当該許可に係る工場若しくは事業場又は店舗の移転前及び移転後の所在地を管轄する都道府県公安委員会 当該受理に係る工場若しくは事業場又は店舗の所在地を管轄する都道府県公安委員会 当該取消に係る工場若しくは事業場又は店舗の所在地を管轄する都道府県公安委員会

- 1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。
附 則 (平成九年三月二十四日政令第六七号) 抄
 (施行期日)
 1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。
- 第一条** この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年三月二十四日政令第九八号) 抄
 (施行期日)
 1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一二年六月七日政令第三二一号) 抄
 (施行期日)
 1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
- 第一条** この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
附 則 (平成一六年三月二十四日政令第五七号) 抄
 (施行期日)
 1 この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。
- 附 則** (平成二八年一月二〇日政令第一〇号)
 (施行期日)
 1 この政令は、平成二八年三月一日から施行する。
- 附 則** (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄
 (施行期日)
- 第一条** この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。